## 東彼杵町規則第5号

職員の定年等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

東彼杵町長 岡田 伊一郎

職員の定年等に関する規則の一部を改正する規則 職員の定年等に関する規則(昭和59年規則第11号)の一部を次のように改正する。 次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後 改正前

(趣旨)

第1条 この規則は、職員の定年等に関する条例(昭和59年条例|第1条 この規則は、職員の定年等に関する条例(昭和59年条例 第12号。以下「条例」という。) に規定する職員の定年の実施 等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定年に達している者の任用)

第2条 職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」 という。) 第28条の6第4項に規定する職員を除く。) の採用 は、再任用(地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律 第63条) 附則第9条第2項に規定する暫定再任用職員として採 用することをいう。以下同じ。) の場合を除き、採用しようとす る者が当該採用に係る職務に係る定年に達しているときには行 うことができない。ただし、かつて職員として任用されていた者 のうち、引き続き国家公務員の職、地方公務員の職その他これら に準ずる職で町長が定めるものに就き、引き続きこれらの職に就 いている者の、その者が当該採用に係る職務を占めているものと した場合に定年退職(条例第2条 の規定により退職す (趣旨)

第12号 )に規定する職員の定年の実施 等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定年に達している者の任用)

第2条 職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」 という。) 第28条の2第4項に規定する職員を除く。) の採用 は、再任用(法第28条の4第1項の規定により

採用することをいう。以下同じ。) の場合を除き、採用しようと する者が当該採用に係る職務に係る定年に達しているときには 行うことができない。ただし、かつて職員として任用されていた 者のうち、引き続き国家公務員の職、地方公務員の職その他これ らに準ずる職で町長が定めるものに就き、引き続きこれらの職に 就いている者の、その者が当該採用に係る職務を占めているもの とした場合に定年退職(法第28条の2第1項の規定により退職 ることをいう。以下同じ。)をすることとなる日以前における採用については、この限りでない。

2 職員の他の職務への異動(法第28条の<u>6</u>第4項に規定する職員となる異動を除く。)は、その者が当該異動後の職務を占めているものとした場合に定年退職をすることとなる日後には、行うことができない。ただし、<u>条例第4条第1項</u>の規定により引き続いて勤務している職員(以下「勤務延長職員」という。)の、<u>勤務延長に係る職の業務と同一の業務を行うことをその職務の主たる内容とする職に異動する場合その他特別の事情による場合の異動及び再任用としての</u>

異動に

ついては、この限りでない。

(勤務延長)

- 第3条 条例第4条 に規定する任命権者には、併任に係る職務 の任命権者は含まれないものとする。
- 第4条 任命権者は、勤務延長<u>(条例第4条第1項の規定により職員を引き続いて勤務させることをいう。以下同じ。)を行う場合又は同条第2項の規定により勤務延長の期限を延長する場合には、職員に対し、その旨を明示した書面を交付するものとする。条例第4条第4項の規定により勤務延長の期限を繰り上げる場合も同様とする。</u>
- 2 勤務延長を行う場合又は勤務延長の期限を延長する場合にお

することをいう。以下同じ。)をすることとなる日以前における 採用については、この限りでない。

2 職員の他の職務への異動(法第28条の2第4項に規定する職員となる異動を除く。)は、その者が当該異動後の職務を占めているものとした場合に定年退職をすることとなる日後には、行うことができない。ただし、法第28条の3第1項の規定により引き続いて勤務している職員(以下「勤務延長職員」という。)の、特別の事情により町長の承認を得た場合における異動及び再任用をされている職員(以下「再任用職員」という。)の、その者が当該異動後の職務を占めているものとした場合に定年退職をすることとなる日の翌日から起算して3年以内における異動については、この限りでない。

(勤務延長)

- 第3条 <u>法第28条の3</u>に規定する任命権者には、併任に係る職務 の任命権者は含まれないものとする。
- 第4条 任命権者は、勤務延長<u>を行う場合、勤務延長の期限を延長</u> する場合及び勤務延長の期限を繰り上げる場合において、職員が 任命権者を異にする職務に併任されているときは、当該併任に係 る職務の任命権者にその旨を通知しなければならない。

[新設]

<u>ける条例第4条第3項に規定する職員の同意は、書面によって行</u> <u>うものとする。条例第4条第4項の規定により勤務延長の期限を</u> 繰り上げる場合も同様とする。

第5条 任命権者は、勤務延長を行う場合、勤務延長の期限を延長する場合及び勤務延長の期限を繰り上げる場合において、職員が任命権者を異にする職に併任されているときは、当該併任に係る職の任命権者にその旨を通知しなければならない。

(辞令の交付)

第6条 任命権者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、職員に当該任命権者が定める辞令を交付しなければならない。ただし、第1号又は第6号に該当する場合のうち、辞令の交付によらないことを適当と認める場合は、当該辞令に代わる文書の交付その他適当な方法をもって辞令の交付に代えることができる。

- (1) 職員が定年退職する場合
- (2) 勤務延長を行う場合
- (3) 勤務延長の期限を延長する場合
- (4) 勤務延長の期限を繰り上げる場合
- (5) <u>勤務延長職員が異動し、勤務延長職員ではなくなった場</u>合
- (6) 勤務延長の期限の到来により職員が当然退職する場合
- (7) 条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間 を延長する場合
- (8) 条例第9条第1項から第4項までの規定により延長した

〔新設〕

[新設]

## 異動期間の期限を繰り上げる場合

(9) 条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間 を延長した後、管理監督職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超 える管理監督職に異動し、当該管理監督職に係る管理監督職勤 務上限年齢に達していない職員となった場合

(職員への周知)

第7条 (略)

(報告)

第8条 任命権者は、毎年5月末日まえに、前年度に定年に達した職員に係る勤務延長の状況を町長に報告しなければならない。

(定年前再任用短時間勤務職員の選考に用いる情報)

- 第9条 条例第12条及び条例第13条第1項に規定する規則で 定める情報は、定年前再任用短時間勤務職員に採用(条例第12 条又は第13条第1項の規定により短時間勤務の職に採用する ことをいう。)をされることを希望する者について次に掲げる情報とする。
  - (1) 能力評価及び業績評価の全体評語その他勤務の状況を示す事実に基づく従前の勤務実績
  - (2) 定年前再任用短時間勤務を行う職の職務遂行に必要とされる経験又は資格の有無その他職の職務遂行上必要な事項と

(職員への周知)

第5条 (略)

(準備行為)

第6条 法第28条の2第1項の規定による指定、定年及び定年退職をすることとなる日の職員への周知その他この規則の円滑な実施のために必要な措置は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

「新設)

して任命権者が定めるもの

(定年前再任用短時間勤務職員の辞令の交付)

第10条 任命権者は、定年前再任用短時間勤務の職に任用する場合又は任期の満了により職員が当然退職する場合には、職員に辞令を交付しなければならない。ただし、任期の満了(当該定年前再任用短時間勤務として採用された者が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職となる日の属する年度の末日をいう。)により退職する場合において、辞令の交付によらないことを適当と認めるときは、辞令に代わる文書の交付その他適当な方法をもって辞令の交付に代えることができる。

(雑則)

<u>第11条</u> (略)

〔新設〕

(雑則)

<u>第7条</u> (略)

附則

(施行期日)

第1条 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(事前準備)

第2条 定年及び定年退職をすることとなる日の職員への周知その他この規則の円滑な実施のために必要な措置は、この規則 の施行の日前においても行うことができる。

(勤務延長に関する経過措置)

第3条 条例第4条第2項の規定による期限の延長に関するこの規則の規定は、令和5年改正条例附則第2条第1項の規定による期限の延長にについて準用する。

(令和5年改正条例附則第2条第2項の規則で定める職及び職員)

- 第4条 令和5年改正条例附則第2条第2項の規則で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日(同項に規定する基準日をいう。以下この条において同じ。)の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新条例定年(同項に規定する新条例定年をいう。以下この条において同じ。)が基準日の前日における新条例定年(同日が令和5年3月31日である場合には令和5年改正条例による改正前の職員の定年等に関する条例(以下「旧条例」という。)第3条に規定する定年に準じた年齢)を超える職(当該職に係る定年が条例第3条第1項に規定する定年である職に限る。)とする。
  - (1) 基準日以後に新たに設置された職
  - (2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職
- 2 令和5年改正条例附則第2条第2項の規則で定める職員は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年(同日が令和5年3月31日である場合には、旧条例第3条に規定する定年に準じた年齢)に達している職員とする。

(令和5年改正条例附則第10条の規則で定める短時間勤務の職並びに規則で定める者及び定年前再任用短時間勤務職員)

第5条 令和5年改正条例附則第10条の規則で定める短時間勤務の職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日(令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この条において同じ。)の前日に設置されたいたものとした場合において、基準日における定年相当年齢(令和5年改正条例による改正後の職員の定年等に関する条例第12条に規定する短時間勤務の職(以下この条において「短時間勤務の職」という。)を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における同条例第3条に規定する

定年をいう。以下この条において同じ。)が基準日の前日における定年相当年齢を超える短時間勤務の職(当該職に係る定年相当年齢が同条例第3条第1項に規定する定年である短時間勤務の職に限る。)とする。

- (1) 基準日以後に新たに設置された短時間勤務の職
- (2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職
- 2 令和5年改正条例附則第10条の規則で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合 において、同日における当該職に係る定年相当年齢に達している者とする。
- 3 令和5年改正条例附則第10条の規則で定める定年前再任用短時間勤務職員は、第1項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る定年相当年齢に達している同条に規定する定年前再任用短時間勤務職員とする。

(暫定再任用職員の選考に用いる情報)

- 第6条 令和5年改正条例附則第3条第1項若しくは第2項、附則第4条第1項若しくは第2項、附則第5条第1項若しくは 第2項又は附則第6条第1項若しくは第2項に規定する規則で定める情報は、これらの規定により採用する暫定再任用職員 についての次に掲げる情報とする。
  - (1) 能力評価及び業績評価の全体評語その他勤務の状況を示す事実に基づく従前の勤務実績
  - (2) 暫定再任用職員の行う職の職務遂行に必要とされる経験又は資格の有無をその他職の職務遂行上必要な事項として任命権者が定めるもの

(暫定再任用職員に関する辞令の交付)

第7条 任命権は、次の各号のいずれかに該当する場合には、暫定再任用職員に辞令を交付しなければならない。ただし、第3号に該当する場合のうち、辞令の交付によらないことを適当と認めるときは、辞令に代わる文書の交付その他適当な方法

をもって辞令の交付に代えることができる。

- (1) 暫定再任用を行う場合
- (2) 暫定再任用職員の任期を更新する場合
- (3) 任期の満了により暫定再任用職員が当然に退職する場合